11　事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員	⑴氏名	
	⑵要件	□実務経験（　　年、経験場所：　　） □教　　育（教育機関等：　　） □資　　格（団体等：　　）
12　営　業　時　間	時から　　時までの間	
13　添　付　書　類	□登記事項証明書／□申請者が法第12条第１項第１号から第５号までに該当しないことを示す書類／□動物取扱責任者が法第12条第１項第１号から第５号までに該当しないことを示す書類／□業務の実施の方法／□飼養施設の平面図／□飼養施設の付近の見取図／□役員の氏名及び住所／ □その他（　　）	
14　備　考		

備　考

1　「３⑵要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。

2　「５⑴業務の具体的内容」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、販売業又は貸出業を営もうとする場合は、業務の実施の方法について本様式別記により明らかにした書類を添付すること。

3　「６　主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類（種名）をすべて記入すること。また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保管数を、飼養施設を有していない場合は１日当たりの最大取扱数を括弧書きで記入すること。なお、種の分類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。

4　「７⑵⑤設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第２条第２項第４号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。

5　「７⑶管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。

6　「９　権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。「９②飼養施設」の欄は、飼養施設を有する場合にチェックをすること。

7　「10　事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」及び「11　事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入し、必要に応じて成績証明書等を添付すること。また、該当する職員が複数名在籍する場合は別紙に記載して添付すること。

8　「14　備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

⑴　申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

⑵　動物の愛護及び管理に関する法律又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴がある場合、又は同法に基づき動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付

⑶　事業所に配置される職員の最低数

⑷　申請の際、事業所又は飼養施設が完成していない場合は、その竣工予定日

⑸　この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号

9　この様式による登録の申請は、動物取扱業の種別ごと、事業所ごとに行うこと。ただし、同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は業種ごとに別葉で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ１部提出すれば足りるものとする。

10　この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第13を次のように改める。

様式第３（第２条第７項関係）

年　　月　　日

都道府県知事
市　　長　殿

申請者　氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　　所　〒
電話番号

動物取扱業登録証再交付申請書

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第２条第６項の規定に基づき、下記のとおり動物取扱業登録証の再交付を申請します。

記

1　事業所の名称	
2　事業所の所在地	電話番号
3　登録年月日	年　　月　　日
4　登録番号	
5　動物取扱業の種別	□販売　□保管　□貸出し　□訓練　□展示 □その他（　　）
6　再交付を申請する理由	□登録証の亡失 □登録証の滅失 □動物の愛護及び管理に関する法律第14条第２項の届出による記載事項の変更　（届出日　　年　　月　　日）
7　備考	

備　考

1　動物の愛護及び管理に関する法律第14条第２項の変更の届出による記載事項の変更に該当する場合は、「６　再交付を申請する理由」欄に当該届出日を記入すること。

2　この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、「７　備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。

3　この申請書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。